

行政文書公開決定通知書

5 人 第 11 号
令和 5 年 6 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月14日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	6 月 8 日に名古屋市が名古屋法務局人権擁護部第二課へ報告した文書		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 5 年 6 月 20 日	午前 一時 以降 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> スポーツ市民局人権施策推進室 TEL 052-972-2583		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

行政文書公開決定通知書

5 人 第 12 号
令和 5 年 6 月 20 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



令和5年6月14日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋市職員用「差別事象への対応について (対応マニュアル)」<名古屋市>		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和 5 年 6 月 20 日	以降 午前 一時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備 考	<決定を行った所管課・公所> スポーツ市民局人権施策推進室 TEL 052-972-2583		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

令和5年6月8日

名古屋法務局人権擁護部第二課長 様

名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室長

名古屋市における差別事象の発生について（報告）

みだしのことについて、別紙のとおりご報告します。

（人権施策推進室 972-2583）

1 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の概要

(1) 開催日

令和5年6月3日（土曜日）

(2) 当日の流れ

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 講演
講師：名古屋工業大学名誉教授 麓 和善
タイトル：「名古屋城天守復元の理念・手法・意義」
- 4 名古屋市からの説明
「名古屋城木造天守復元とバリアフリー」
- 5 討論会
 - (1) 有識者のコメント及び質問への回答
愛知産業大学非常勤講師 堀越 哲美
名古屋工業大学名誉教授 麓 和善
一般財団法人バリアフリー総合研究所 UDラボ 東海 代表理事
阿部 一雄
 - (2) 参加者からの意見
- 6 アンケート結果の発表
- 7 市長挨拶
- 8 閉会

(3) 不適切な発言及び当局の当日の対応

討論会における参加者からの意見において、参加されていた一部市民の方から他の参加者に対して、差別的表現を含む不適切な発言があったが、発言があった時点で制止できず、その後も不適切な発言は控えるよう注意喚起をしなかった。また、発言を受けた方等への謝罪を行わなかった

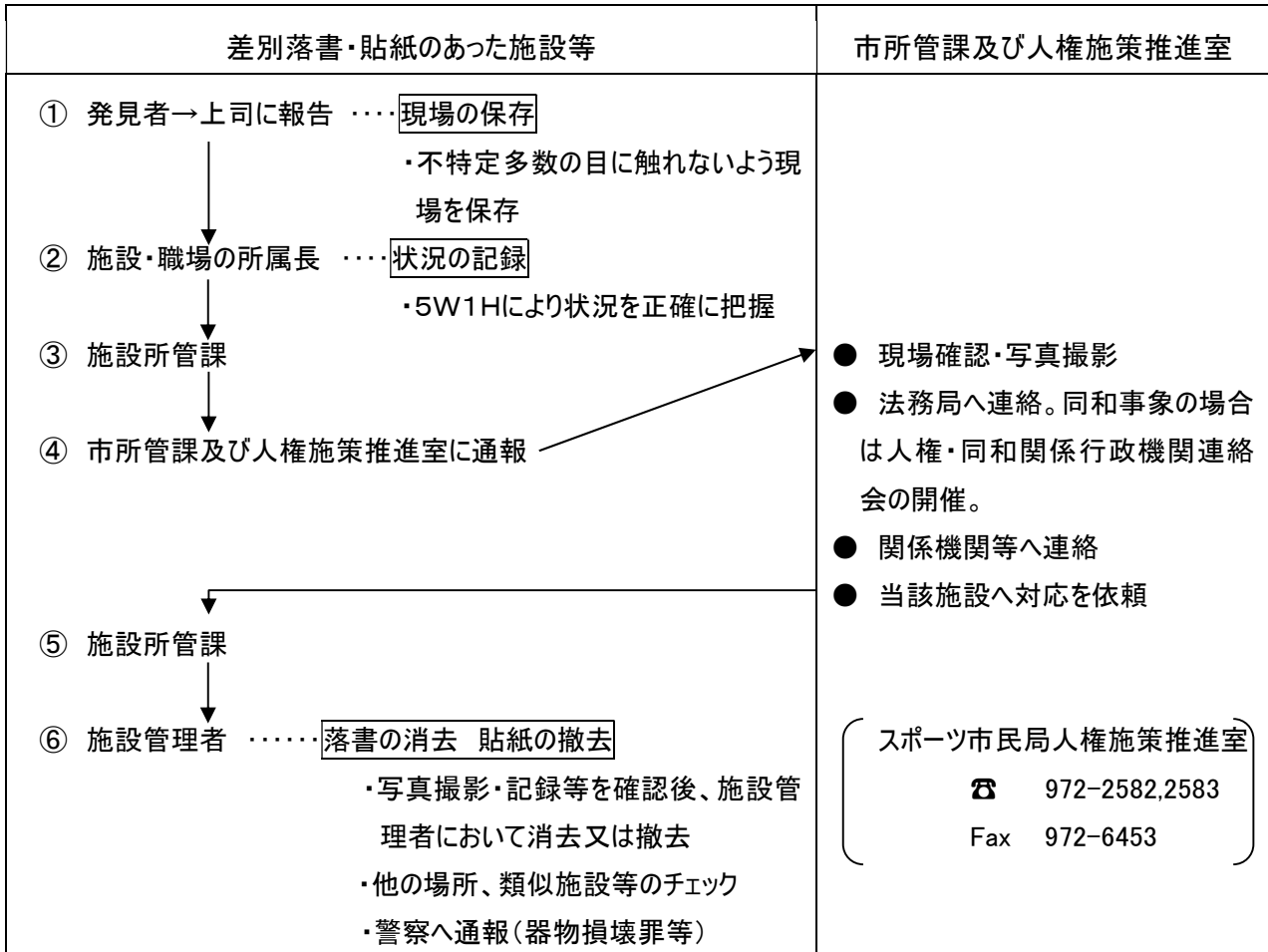
差別事象への対応について（対応マニュアル） <名古屋市>

名古屋市スポーツ市民局人権施策推進室

◆ 差別落書・貼紙の場合

1 市施設の場合

(1) 対応図



(2) 差別行為者等への対応

- 差別行為者が特定できる場合 …… 所管課又は関係機関が当該行為者に対し啓発を行い、差別行為をやめさせるとともに、行為者の職場等関係者へ啓発を要請する。

啓発内容 {

- ① 行為の意図、理由の確認
- ② 問題点の指摘
- ③ 人権問題への正しい理解と認識の徹底

- 差別行為者が特定できない場合…… 所管課又は関係機関が差別事象を踏まえて一般啓発を行う。

(注) ① 人権・同和関係行政機関連絡会=名古屋法務局、愛知労働局、愛知県、名古屋市がメンバー

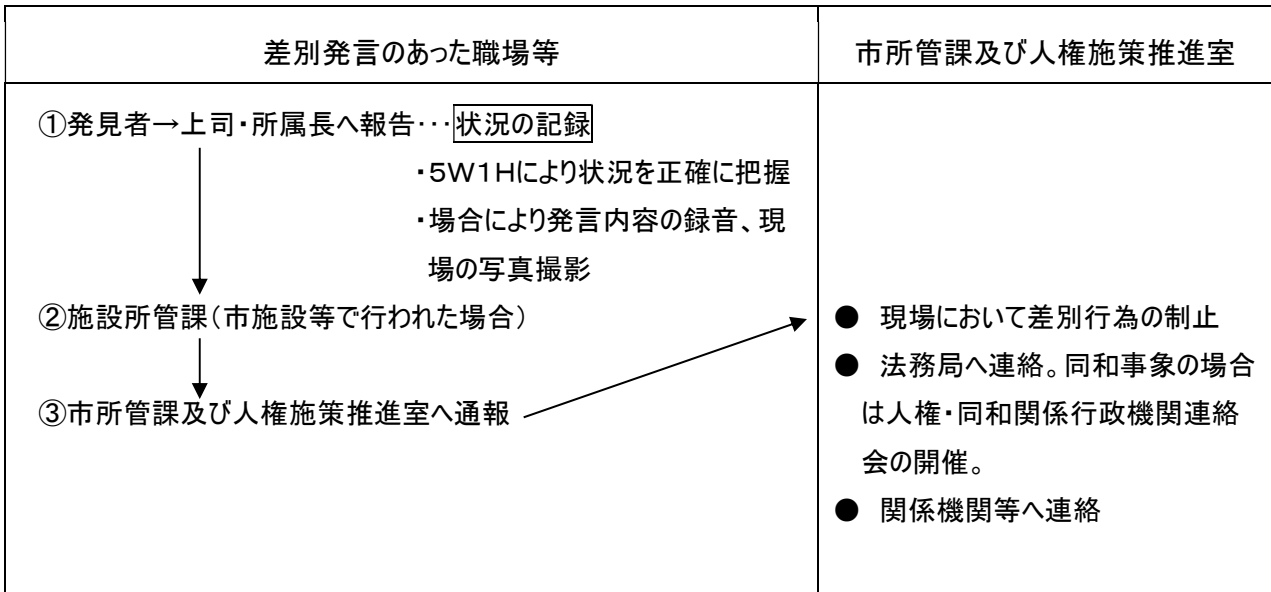
② 貼紙など他人の所有物を破棄、損壊等することについては、器物損壊罪や損害賠償責任などに関わる場合があるので、撤去後一定期間保管するなどの対応が必要。

2 民間等の施設の場合

民間等の施設に差別落書、貼紙があることについて市へ通報があった場合には、上記1に準じて取扱う。

◆ 差別発言の場合

1 対応図



2 差別行為者等への対応

- 差別行為者に対して
 - ① 当該行為の中止を求める。
 - ② 行為の意図、理由を確認する。
 - ③ 行為の問題点を指摘し、正しい理解と認識をさせ、差別行為をやめさせる。
- 差別行為者の所属する職場等に対して(差別行為者が職員等である場合)
 - ① 当該行為者に関する事情聴取を行う。
 - ② 当該行為者への啓発を行うよう要請する。
 - ③ 職場研修を行うよう要請する。

◆ インターネット差別書込の場合

1 対応図

差別書込のあった場合	市所管課及び人権施策推進室
<p>①発見者(市民からの通報を受けた場合を含む) → 上司・所属長へ報告… 状況の記録</p> <p style="margin-left: 40px;">・ホームページ名・アドレス名、電子掲示板名・スレッド名・レス内容等を正確に把握</p> <p>↓</p> <p>②市所管課及び人権施策推進室へ通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 書込み内容等の再確認 ● 人権侵害、差別・差別助長行為であることの再確認 ● 市所管課と人権施策推進室が協議して必要な対応を実施 <p>【本市内の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて法務局へ文書で削除要請依頼 <p>【本市外の単独の都道府県の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて該当都道府県へ連絡 <p>【複数の都道府県にまたがる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて全国人権同和行政促進協議会の会長県へ文書で削除依頼を要請 <p>※ 他に、必要に応じてプロバイダ等へ削除要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 対応結果等を関係機関へ連絡。同和事象の場合は人権・同和関係行政機関連絡会の開催

2 他の具体的な対応

削除依頼の他に次のような対応が考えられるので、人権侵害や差別・差別助長行為の程度など事例の状況を勘案し、協議・検討して対応する。

- (1) 啓発記事の書込み …当該掲示板に、当該書込が差別又は差別助長行為である旨その他の啓発記事を書き込む。
- (2) 被害者から発信者情報の開示請求をするなど、プロバイダ責任制限法等の適用の検討

◇ 市所管課

分野	所管課
女性	スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室
子ども	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課・同子ども福祉課・同子ども未来企画部青少年家庭課・教育委員会事務局指導部指導室
高齢者	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課・同地域ケア推進課・同介護保険課
障害者	健康福祉局障害福祉部障害企画課・同障害者支援課
同和問題 (部落差別)	スポーツ市民局人権施策推進室・教育委員会事務局総務部人権教育室
外国人	観光文化交流局観光交流部国際交流課
感染症患者	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室・新型コロナウイルス感染症対策室
ホームレス	健康福祉局生活福祉部保護課

(研修等の実施による市職員における基本意識の向上) 総務局職員部人材育成・コンプライアンス推進室